

消費税の課税の対象について(課税される取引を中心に)

はじめに

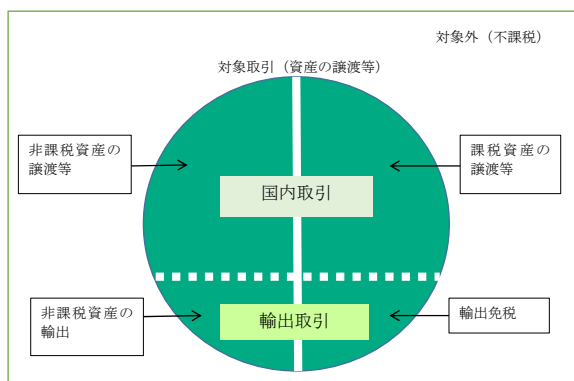
消費税の課税取引の判定は、その国内取引が主に課税、非課税、輸出免税、いわゆる不課税のいずれに該当するかを取引ごとに区分して判断しています。

消費税の課税の対象

消費税は“取引”を課税の対象としています。

国内取引の課税の4要件についてはレポート No.24 を参照ください。(注：平成27年度改正により(4)の役務の提供に「電気通信利用役務の提供」が追加されております。)

なお、輸入取引については消費税の課税対象の全体像を理解する上では割愛します。



取引の区分

世の中の取引は上図、四角枠内に集約されます。

まず、課税の対象となる取引と、課税の対象外となる取引(以下、「対象外取引」という。いわゆる不課税取引と呼ばれる取引です。)に分けることができます。

対象外取引は四角枠内のうち、○枠外の範囲です。

この対象外取引とは、国内取引の課税の4要件を満たさない取引のすべてをいいます。

次に、課税の対象となる取引については課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に区分されます。

資産の譲渡等とは、資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供(つまりサービス提供。電気通信利用役務の提供を含む)をいい、課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、国内取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの(○枠左側)以外のものをいいます。

非課税の規定は、限定列举であり、例えば土地の譲渡及び貸付けや利子に対価とする金銭の貸付けなど課税の対象とすることになじまない取引や、居住用住宅の貸付けや医

師等による助産に係る役務提供など政策的配慮により消費税を課さないこととされる取引が該当します。

さらに、この課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等にはそれぞれに輸出取引等が含まれています。

輸出取引等とは、主に、本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けや、非居住者に対する一定の役務の提供をいい、限定列举されています。

非課税取引にはそもそも消費税が課税されていないことから、いわゆる輸出免税と呼ばれる取引は、○枠内の左側の範囲ではなく、右側の課税資産の譲渡等のうち、輸出取引等にあたる取引が該当します。

○枠内の左側下部の非課税資産の譲渡等のうち輸出取引等に該当するものとはどのような取引が該当するのでしょうか。金額的には多くはないかもしれませんが、海外の法人へ金銭を貸付け、その対価として收受する受取利息などが該当します。

このようにすべての取引は対象外取引を含めこの5区分のいずれかに該当することになります。これらの区分のうち、課税資産の譲渡等に係る消費税がいわゆる預かった消費税であり、その消費税から支払った消費税を差し引く仕入税額控除の方法で消費税の納税額を算出します。

リバースチャージ方式

平成27年度の税制改正により、国外の事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る消費税について、国内事業者に対し消費税の納税義務を転換する仕組みが整備されました。いわゆるリバースチャージ方式が採用されます。

この仕組みは従来の資産の譲渡等を行った海外法人側に納税義務が生じるのではなく、電気通信利用役務の提供を受けた国内の法人側が納税義務者になる消費税の新しい課税方式です。

前述のとおり、消費税は“取引”を課税の対象とし、従来は事業者が行った資産の譲渡等につき消費税を課していました。平成27年度税制改正において、事業者自身が行う電気通信利用役務の提供にだけでなく、その事業者が他の事業者から受ける電気通信利用役務の提供についても新たに消費税を課することになりました。改正によりその役務提供を受けた者が納税義務者となり、相手方に対価として支払った金額が課税資産の譲渡等の対価の額に加算されることで預かった消費税が増え、その役務提供を受けた者の納税額が増える仕組みです。このリバースチャージ方式について、前述の消費税の取引についての原則的考え方を踏まえたくてご一考頂ければ幸いです。(文責：山中)

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証す